聴力レベルに応じた補聴器の支援について（令和8年4月改正）

　岐阜県では障がい者総合支援法に基づく「補装具費支給制度の対象外」となっている軽度、中等度の難聴児に対して、補聴器装用による聴力の向上、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を図るため、**補聴器の購入等に要する費用の一部について、市町村を通じて助成しています（制度の対象となる聴力レベル等は以下のとおりです。）。制度は市町村により異なりますので、詳しくは、お住いの市町村まで問合せください。**

　なお、令和８年４月の制度改正により、一側耳への助成について以下のとおり対象を拡大しました。

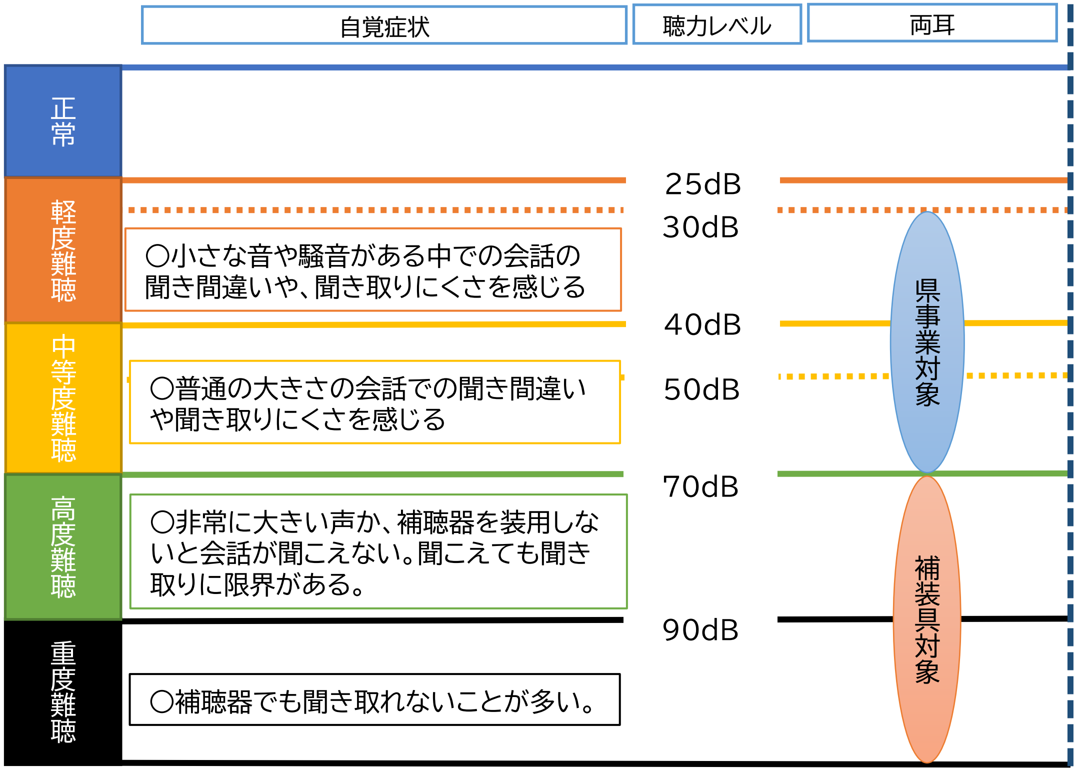

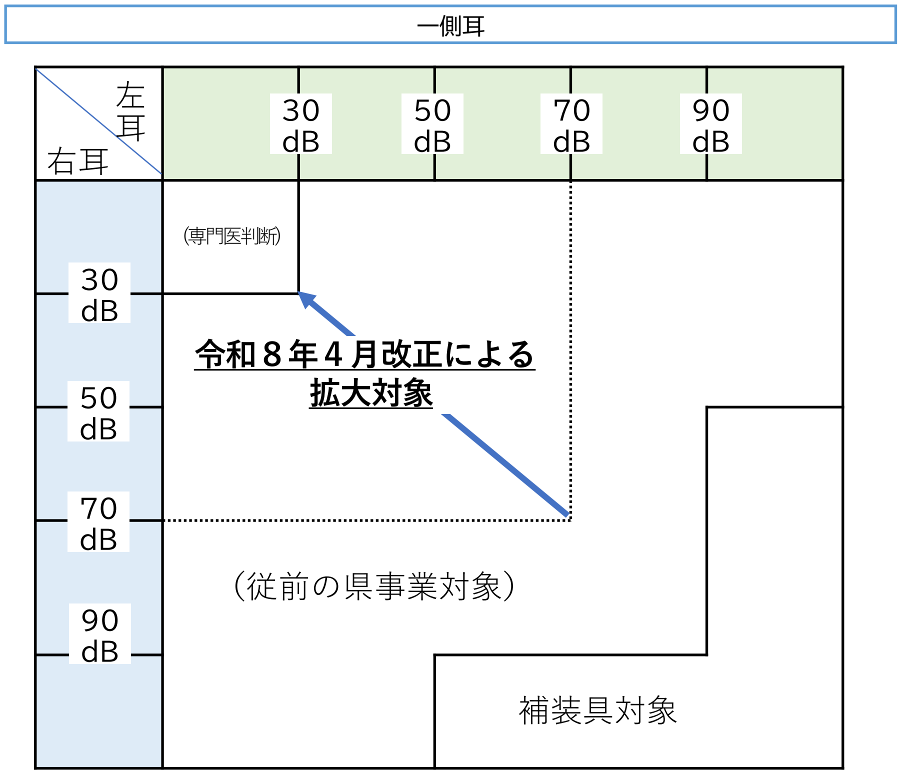

○制度の概要

	補装具費支給制度（国）	難聴児補聴器購入費等助成事業（県）
対象	高度・重度難聴	軽度・中等度難聴
目的	障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具を支給	軽度・中等度の難聴児が、成長の早い段階から補聴器を利用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来、円滑に日常生活を送ることができるように支援すること
対象	・両耳の聴力レベルが70dB以上のもの ・一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの	ただし、専門医が認めた場合は、この限りではない。 ・両耳の聴力が30dB以上70dB未満であること。 ・一側耳の聴力が30dB以上であること。